

第5章 施策の展開

1 地域福祉活動に取り組む人づくり

1-1 福祉の理解・啓発活動の推進（心のバリアフリー）

(1-1-1) 地域・家庭・職場による福祉教育の推進

実施事項	第2期計画における取り組み	所管
PTAなど地域組織への福祉教育の実施	・家庭教育学級などにおいて、講話などを通じて保護者の人権意識を高めていきます。	生涯学習課
	・教育委員会及び社会福祉協議会と連絡調整を図りながら福祉教育を推進します。	福祉政策課
	・学校と地域が連携した福祉教育の推進を目的に、各種団体の協力のもと研修会や講座などの企画・立案を行います。 ・地域住民による福祉教育サポーターを養成し、学校や地域で福祉教育を進める人材の確保を進めます。	社会福祉協議会
市内事業所の社会貢献活動の促進	・市内事業所の社会貢献活動を促すために、事業所における活動事例等を広報等で紹介し、啓発活動を推進します。	福祉政策課
	・県社協「企業とのパートナーシップ窓口」との連携による啓発活動を進めます。	社会福祉協議会
市内事業所における福祉学習会、ボランティア講座の開催支援	・事業所における福祉学習、ボランティア講座の開催について、講師の紹介等の支援を行います。	福祉政策課
	・事業所と連携した講座等の支援を進めます。	社会福祉協議会
地域福祉計画の普及	・全体計画を市のホームページへ掲載するとともに、計画書の概要版を配布し、市民への周知を図ります。	福祉政策課

※所管課の名称は平成22年4月1日以降のものであります。（以下同じ）

(1-1-2) 学校での福祉教育の充実

実施事項	第2期計画における取り組み	所管
<p>重点事項 「福祉教育推進校」の指定と福祉教育実践の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> 市内各小、中、高等学校、特別支援学校の環境整備活動や福祉施設との交流を通じて、福祉教育を推進します。 各教科や総合的な学習の時間などにおいて、計画的な福祉教育を推進します。 	<p>学校教育課</p>
<p>「福祉教育連絡会」の開催</p>	<ul style="list-style-type: none"> 福祉教育推進校として、福祉教育を学校の年間指導計画に位置付け、計画的に進めていきます。 各校の活動事例の紹介や情報交換を行うために「福祉教育連絡会」を開催し、「福祉教育連絡会」において先駆的、モデルとなる取り組みの事例紹介などを行います。 	<p>社会福祉協議会</p>
<p>福祉教育推進事業の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> 身近な福祉活動や特別支援学校・福祉施設との交流を充実させ、福祉への理解を深めていきます。 希望する学校において開催する福祉教育研修会についてPRを行い、学校と社会福祉協議会との連携のもと、開催校の増加をめざします。 	<p>学校教育課</p> <p>社会福祉協議会</p>

(1-1-3) 地域の障がい者・高齢者・児童等のふれあいによる理解の促進

実施事項	第2期計画における取り組み	所管
障がい者・高齢者・児童等との交流の促進	<ul style="list-style-type: none"> 市民の健康、福祉への認識や理解を深め、これらの向上を図ることを目的に市民健康福祉大会及び市民健康福祉フェスティバルを開催します。 市民健康福祉フェスティバルへの障がい者の参加について、送迎バスの運行により支援を行います。 	福祉事務所
	<ul style="list-style-type: none"> 年2回開催している障がい者文化・スポーツ促進事業に、より多くの方が参加できるよう、日程、内容について検討を進めます。 	社会福祉協議会
交流事業の先駆的取り組みの紹介と普及	<ul style="list-style-type: none"> 支部社協と民生委員児童委員協議会との交流事業を行います。 	福祉政策課
	<ul style="list-style-type: none"> 全市的な取り組みへと広がるよう、支部社協委員会や、社協だよりを通じて先駆的取り組みの紹介を行います。 	社会福祉協議会
障がいがある子どもへの保育・教育の促進	<ul style="list-style-type: none"> 各学校において、障がいのある児童生徒を受け入れ、実態に応じた支援に努めます。 	教育委員会
	<ul style="list-style-type: none"> 保育園において、障がいのある子どもの受け入れを行い、子どもの発達段階を考慮した適切な保育を進めます。 児童デイサービスセンターにおいて、心身に障がいのある子ども一人ひとりに適した療育・訓練・指導を行い、社会生活への適応を促進します。また、より良い療育環境に向け、施設の改修等を検討します。 	子ども家庭課
特別支援学校と小・中・高等学校との交流機会の確保	<ul style="list-style-type: none"> 各学校において、特別支援学校や福祉施設との交流を行うとともに、関係団体や地域との連携を密にし、体験を重視した福祉教育を充実します。 	教育委員会

1-2 生きがい・健康づくりの推進

(1-2-1) 生涯学習活動の推進

実施事項	第2期計画における取り組み	所管
生涯学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> 生涯学習都市宣言の理念を踏まえ、市民がいつまでも生きがいをもって生活できるよう、公民館講座として「成人学級」「成人大学講座」「さわやか学級」「親子ふれあい教室」、家庭教育講座としての「乳幼児期家庭教育学級」などを開催し、生涯学習を推進します。 	生涯学習課
健康学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> 認知症予防講演会や介護予防事業を実施するとともに、老人クラブ・地域ふれあいサロンなどへの出前講座を通じ、健康教育を実施します。 高齢化が進むなか、健康に関する理解を深め、元気な高齢者を増やすための教育の充実を図ります。 	保健センター
	<ul style="list-style-type: none"> 公民館講座等に健康学習を取り入れ、生活習慣病、栄養等健康に関する理解を深めるための教育を充実します。 	生涯学習課
生きがいづくりへの支援	<ul style="list-style-type: none"> 講座等の充実や、指導者の養成や活躍の場を設け、市民主体で生涯学習を推進します。 	生涯学習課
	<ul style="list-style-type: none"> 地域での行事などを中心に、高齢者と子どもや他の世代との交流の場づくりに努めます。また、地域の子育て支援など高齢者の経験や知識が活かされる場への積極的な参加を促進します。 	高齢福祉課

(1-2-2) 健康づくりの推進

実施事項	第2期計画における取り組み	所管
せき高齢者プラン 21の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民やボランティアによる協力を求め、協働による施策の展開をめざします。 ・保健・医療・福祉の視点から計画を総合的に推進するため、医師会、歯科医師会、薬剤師会、社会福祉協議会等関係機関との連携を強化します。 ・関係部署との横断的な連携・調整を図ります。 	高齢福祉課
ニコニコ生き生きプランの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・「ニコニコ生き生きプラン」に基づき、関係各課との連携のもと、市民主体の健康づくり活動を支援していきます。 	市民健康課
「母子保健計画」 「関市次世代育成 支援対策地域行 動計画」の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・健診受診や予防接種について、広報、チラシや健康教室などの各機会を捉えて啓発を進めます。 ・健康診査後の事後体制や乳幼児健診などの未受診者などの全件の状況把握に努めます。 ・市民のニーズを確実に捉え、健康問題を解決できる効果的な健康教育や健康相談を実施します。 ・自分の健康に対して関心を持ち、自らの健康を守っていきけるよう、全年齢を通して食育の推進を図ります。 	保健センター
	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児連れの親子が自由に集い、交流できる場にコンサルタントを配置し、子育てを支援するとともに、母親等の育児不安を解消し、安心して子どもを産み育てる環境づくりを推進します。 ・市民参加型の子育て支援サービスである「ファミリーサポートセンター事業」において、既存の保育サービスでは応じきれない保育サービスのニーズに応え、仕事と育児の両立を支援します。 	子ども家庭課
軽スポーツの普及	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケートなどにより、市民のスポーツに対する参加意向やニーズを把握し、軽スポーツの普及を図ります。 ・自治会体育委員研修会などを通じ、スポーツ振興補助金のより一層のPRに努めます。 	スポーツ振興課
子育てマイスターとの連携	<ul style="list-style-type: none"> ・岐阜県において平成19年度より開始している「子育てマイスター制度」による活動を支援し、連携した取り組みを進めます。 	子ども家庭課

(1-2-3) 就労の支援

実施事項	第2期計画における取り組み	所管
高齢者の職業相談の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者のさまざまな経験や技術、能力を活用した就業を促進するため、関連機関と連携し、高齢者への就業相談を行います。 	商工課
シルバー人材センターの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 働くことを通して高齢者の生きがいづくりや社会参加につながるよう、「シルバー人材センター」における市福祉事業の活用を推進するなど、受注拡大の支援を行います。 	高齢福祉課
障がい者の就労支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい者の就労を支援し、働くことによって社会参加や自己実現を図るため、公共職業安定所などの関連機関と連携し、障がい者雇用などの各種雇用制度の啓発に努めます。 	福祉政策課 商工課
子育て中及び子育て後の女性の就労支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経済的事情で児童の養育が十分できない保護者に生活指導を行いながら、資格取得のための高等技能訓練や、教育訓練の給付金の周知を図り、自立に向けた支援を行います。 	子ども家庭課
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子育て中や子育て後の女性で、就業を希望する人の就労支援として、県人材開発センター、21世紀職業財団、公共職業安定所等関係機関と連携し、女性の能力開発の講座の開催、女性の就業条件の向上、職場における男女共同参画を推進し、雇用環境の整備等に努めます。 	商工課

1-3 ボランティア・市民活動団体への支援と人材養成

(1-3-1) ボランティア・市民活動団体への支援

実施事項	第2期計画における取り組み	所管
活動の活動拠点の整備等	・平成22年度以降、「ふれあいセンター」の整備を、未整備地域から順次行います。	総務管財課
活動資金の助成	・活動支援として交付している助成金について、ボランティア連絡会とも協議しつつ活動実績及び内容等に基づく助成方法に変更していきます。	社会福祉協議会
NPO法人格の取得支援と連携の強化	・「県NPOセンター」と連携して、NPO法人格取得に向けた相談・情報提供を実施し、NPO法人設立を支援します。 ・NPO法人など関係団体と連携した事業展開を図ります。	福祉事務所 社会福祉協議会
人材の派遣・機材の貸出	・ボランティア・市民活動団体の活動を支援するため、ボランティアセンター登録団体における講座等の講師紹介や運営支援を行います。	社会福祉協議会

(1-3-2) ボランティア人材等の養成

実施事項	第2期計画における取り組み	所管
養成講座の開催	・ボランティア活動参加者の裾野の拡大と市民のボランティア意識の向上に向け、養成講座を開催し、活動者の拡大に努めます。	社会福祉協議会
リーダー、アドバイザーの養成	・リーダーの養成講座を開催します。また、必要に応じて小地域での開催を進めます。	社会福祉協議会
専門研修・講座の開催	・行政からの委託により、手話、点字、要約筆記、音訳等の専門技術をもったボランティアを養成するための講座を開催します。	社会福祉協議会
組織・団体への研修	・ボランティア組織・団体の活性化を図るために、各団体の活動充実及び運営強化のための研修について、支援・協力をします。	社会福祉協議会

1-4 ボランティア・市民活動を活性化するための基盤整備

(1-4-1) 「市民活動センター」の運営

実施事項	第2期計画における取り組み	所管
重点事項 「市民活動センター」の充実	・総合的なボランティアの連絡・調整・斡旋機能や、市民活動に関する支援機能を加えた市民活動センターにおける活動を推進します。	福祉政策課
	・市民活動センターの機能及び活動内容について、社会福祉協議会などと運営検討委員会を設置して、調査研究を進めます。また、他機関との連携の強化も図ります。	まちづくり推進課

(1-4-2) ボランティアコーディネート機能の強化

実施事項	第2期計画における取り組み	所管
コーディネーターの配置	・コーディネート機能の強化と、地域でボランティア相談が気軽にできる環境づくりに向け、専任職員の設置に向けて検討します。	福祉政策課 社会福祉協議会
コーディネーターの質の向上	・今後も継続して各種講座、研修会に積極的に参加し、質の向上を図ります。	福祉政策課 社会福祉協議会
登録制度の充実	・身近な地域でボランティア登録ができるよう、ボランティア登録ボックスを増設し、併せて登録制度の見直しをします。	福祉政策課 社会福祉協議会
掲示板の充実	・ボランティア掲示板やボランティア登録ボックスを増設し、ボランティア活動に取り組みやすい環境を整備します。	福祉政策課 社会福祉協議会

(1-4-3) ボランティア情報の充実

実施事項	第2期計画における取り組み	所管
各種集会・研修会、会議等での情報提供の実施	・市民のボランティア意識を高め、ボランティア活動への参加を促すため、ホームページでのボランティア依頼掲示やメールでの情報発信、ボランティアセンターパンフレットの作成による啓発を進めます。	社会福祉協議会
情報誌の発行	・ボランティア情報誌を継続して発行するとともに、配布先の増加に努めます。	社会福祉協議会
活動紹介	・広報紙、ホームページなどでボランティア団体、グループの活動紹介とそれによる加入促進を図ります。	社会福祉協議会

(1-4-4) 学校教育によるボランティア学習の推進

実施事項	第2期計画における取り組み	所管
福祉教育と連動したボランティア学習の実施	・小・中学生や高校生など、児童・生徒のころからボランティアに親しみ、ボランティアの理解を促進するために、地域のボランティア活動と積極的に関わりながら、体験を重視した教育活動をより一層充実していきます。	教育委員会
	・夏休み期間中に、小学生、中学生、高校生を対象としたボランティアスクールを開催し、学校だけでなく地域住民と連携した福祉教育が進められるよう、啓発を進めます。 ・学校、PTAと連携し、福祉に関する研修やボランティア体験活動を推進します。	社会福祉協議会
ボランティア体験発表の場の確保	・「総合的な学習の時間」を中心に、福祉教育やボランティア活動の成果を発表する場を充実させます。	学校教育課
	・引き続き健康福祉大会において意見発表の場を設けるとともに、各種地域行事等において発表できる場を検討します。	社会福祉協議会

2 地域の交流・支え合いの活性化

2-1 地域の福祉ニーズの把握

(2-1-1) 地域福祉懇談会の開催によるニーズ把握

実施事項	第2期計画における取り組み	所管
重点事項 地域福祉懇談会への参加促進	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉協議会の実施する地域福祉懇談会に福祉事務所の職員が参加し、課題等の共有を図ります。 	福祉政策課
	<ul style="list-style-type: none"> 地域福祉懇談会に、より多くの方に参加してもらうようPRを行うとともに、地域福祉懇談会の開催日や時間等についても配慮していきます。 	社会福祉協議会
地区懇談会の階層別開催	<ul style="list-style-type: none"> 地域ごとにテーマを設定し、焦点を絞ったニーズの把握を行うため、自治会単位でのミニ集会の開催を支援します。 ミニ集会の開催について、支部社協委員会等で説明し、階層別開催による福祉ニーズの把握を推進します。 	社会福祉協議会

(2-1-2) 地域の福祉ニーズ把握のための体制とルールづくり

実施事項	第2期計画における取り組み	所管
把握体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 福祉ニーズの把握の中心的役割を担う民生委員児童委員等に対し、個人情報保護を踏まえながら、情報提供を図っていきます。 	福祉政策課
	<ul style="list-style-type: none"> 概ね自治会単位で編成する見守り班において、「ニーズキャッチカード」を民生委員児童委員、福祉委員等で記入するとともに共有し、支援体制を強化します。 見守りネットワーク活動の研修会を必要に応じ開催していきます。 	社会福祉協議会

実施事項	第2期計画における取り組み	所管
民生委員児童委員、福祉委員のニーズ把握活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民生委員児童委員の研修については、自主研修の開催、県民児協の各種研修会への参加を促進します。 ・ 保護災害時要援護者支援計画に基づく個別計画の策定を推進します。 	福祉政策課
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 『福祉委員の手引き』を2年毎に改訂し、配付を行います。 	社会福祉協議会
地域福祉ニーズの把握に関する方針の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ プライバシーや個人情報の保護等に配慮しつつ必要な情報を共有し、災害時の要援護者リストの整備に向けて検討を行います。 	福祉政策課

2-2 地域の活動拠点の整備・充実

(2-2-1) 「ふれあいセンター」の整備と活用の促進

実施事項	第2期計画における取り組み	所管
ふれあいセンターの整備・活用	<ul style="list-style-type: none"> 幅広い生涯学習情報の提供を行い、地域における主体的な学習活動を支援し、「ふれあいセンター」の活用の促進を図ります。 	生涯学習課
	<ul style="list-style-type: none"> 平成22年度以降、住民の交流の場、情報の収集や発信の場として、「ふれあいセンター」の整備を、未整備地域から順次行います。 	総務管財課
重点事項 コーディネーターの設置	<ul style="list-style-type: none"> 小地域活動の計画、立案ができるような人材育成の推進を図り、「ふれあいセンター」等への（嘱託等による）配置について検討します。 	福祉政策課 社会福祉協議会

(2-2-2) 公共施設の活用

実施事項	第2期計画における取り組み	所管
施設の有効活用	<ul style="list-style-type: none"> 防犯面に配慮しつつ、屋内体育館等の学校施設の開放を行います。 少子化に伴う児童生徒数の減少、学級数の減少、複式学級化により、旧武儀郡地域の小中学校の統廃合も視野に入れ、廃止施設の有効活用を検討します。 	教育総務課
	<ul style="list-style-type: none"> 公民センターを適正に管理します。 公民センターの設置基準に満たない地区の施設やふれあいセンターが整備された地区の施設については、地区集会施設として地区等に移管を進めます。 	総務管財課
施設の改修(バリアフリー化)	<ul style="list-style-type: none"> 身近な小地域活動の拠点施設としての活用を促進するために、必要に応じて老朽化した学校施設や設備の改修を進めます。 	教育総務課
	<ul style="list-style-type: none"> 障がいの有無や年齢に関係なく施設を使いやすいものとするよう、庁舎及び事務所、支所のバリアフリー化を進めます。 	総務管財課

2-3 小地域活動の推進

(2-3-1) 地域の見守り・交流活動の促進

実施事項	第2期計画における取り組み	所管
高齢者・障がい者・子育て家庭の見守り、安否確認活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> 各地区内において、民生委員児童委員によるひとり暮らし高齢者の安否確認や子育て家庭等の見守り活動を実施していきます。 	福祉事務所
	<ul style="list-style-type: none"> 継続して高齢者を見守りを中心とした見守りネットワーク活動を実施します。 	社会福祉協議会
地域での青少年健全育成活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> 青少年に対し、興味や関心に応じて自由で個性的な学習活動や豊富な生活体験を提供することで健全な育成を図ります。 地域や家庭での教育力を高めるとともに、学校との連携や協力体制を強化するなど、青少年健全育成を進める体制を確立していきます。 	生涯学習課
「ふれあい・いきいきサロン」「子育てサロン」の推進	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者が地域の身近な場所で交流を図る「ふれあい・いきいきサロン」の活動において、必要に応じて保健師、栄養士等の派遣や、情報提供を行います。 	高齢福祉課
	<ul style="list-style-type: none"> 市内のふれあいセンター、集落センター内に児童室を利用した「子育てサロン」を設置し、子育てへの不安に対する相談や子育て親子が交流できる集いの場を提供します。 	子ども家庭課
	<ul style="list-style-type: none"> 「ふれあい・いきいきサロン」をより小地域で開催できるよう、資金援助、情報提供、人材育成支援、活動プログラムの提供を行います。また、高齢者のみならず、障がいのある方のサロンへの参加を促進します。 「子育てサロン」は、全地域（概ね小学校区）で開催できるよう支援していきます。 	社会福祉協議会

(2-3-2) 支部社協の活動支援

実施事項	第2期計画における取り組み	所管
<p>社会福祉協議会との連携による支援体制</p>	<ul style="list-style-type: none"> 支部社協が地域福祉活動の推進組織として充実した活動ができるよう、社会福祉協議会と連携を図るとともに、社会福祉協議会職員の人件費等助成を継続して実施します。 	<p>福祉政策課</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 各支部社協が充実した地域福祉活動に取り組めるよう、情報提供、研修会の開催、活動資金の助成等を行います。 	<p>社会福祉協議会</p>
<p>「住民地域福祉活動計画」(仮称)の策定支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉協議会における住民地域福祉活動計画の策定については、行政の把握している情報の提供等を行います。 	<p>福祉政策課</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 住民地域福祉活動計画についての研修、学習会を行っているものの、策定までに至っていないため、引き続き、各支部でより充実した地域福祉活動に取り組めるよう支援を行います。 住民地域福祉活動計画についての研修、勉強会を行い、モデル地域を指定し、策定を進めます。 	<p>社会福祉協議会</p>

2-4 災害時の救援・助け合い活動の仕組みづくり

(2-4-1) 災害時の要援護者支援ネットワークの構築

実施事項	第2期計画における取り組み	所管
連絡・安否確認体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒区域及び浸水地域内の災害時要援護者関連施設への災害・避難情報の伝達体制の整備及び該当施設に対して警戒体制の確立を促進します。 	危機管理課
	<ul style="list-style-type: none"> 「関市災害時要援護者避難支援計画」に基づき、高齢者、障がい者等の要援護者の防災連絡網を整備し、災害時の安否確認体制を整備します。 	福祉政策課
避難後のケア体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> 災害発生時の避難所における災害時要援護者への対応について、担当部局や関係機関との事前計画や調整を進めます。 	危機管理課
	<ul style="list-style-type: none"> 地域ケア会議や高齢者訪問事業を通じ、要援護者の状況を把握し、福祉・医療・保健担当課で情報の共有化を図るとともに、災害発生時の援護支援の方法についての手順を定めます。 要援護者の支援対策を検討する中で、保健センター等との連携を図り健康相談の実施などの整備に努めます。 災害発生時や災害復興時における、医療を必要とする者への支援体制を整備します。 介護を要する高齢者や障がいのある人のための福祉避難所として、市内の社会福祉法人、医療法人等との連携を進めます。 	保健センター 高齢福祉課

(2-4-2) 災害に備えた環境の整備

実施事項	第2期計画における取り組み	所管
自主防災会の強化・充実	<ul style="list-style-type: none"> 一自治会、一自主防災会をめざし、自治会単位の防災訓練や地震講話などでの説明や、防災バスを使用した展示などにより地域防災力の強化を進めます。 	危機管理課
防災情報(防災計画)の積極的な広報	<ul style="list-style-type: none"> 地域防災計画、防災マップ、土砂災害警戒区域避難マップなどの見直し及び新規作成に伴い、ホームページ、冊子などを提供し、市民への周知に努めます。 	危機管理課
地域ごとの災害対策拠点の整備	<ul style="list-style-type: none"> 地域ごとの災害対策拠点との通信連絡網及び防災資機材の充実を進めます。 	危機管理課

3 福祉サービスの充実

3-1 福祉サービスの利用支援体制づくり

(3-1-1) 総合相談体制の構築

実施事項	第2期計画における取り組み	所管
重点事項 庁内総合相談窓口の設置	<ul style="list-style-type: none"> 継続的に福祉に関連する関係課において相談対応を行うとともに、今後の市民の相談ニーズを踏まえて庁内総合相談窓口を設置します。 	福祉事務所
身近な地域の相談・情報提供体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 福祉に関する相談や情報提供が受けられる体制の整備を検討します。 	福祉政策課
	<ul style="list-style-type: none"> 福祉総合相談として、継続して相談業務を実施します。 「ふれあいセンター」などの身近な地域での相談体制について、場所や相談員の確保等を含め、関係機関との検討を進めます。 各種の相談機関の情報交換と連携強化を目的とした連絡会議を開催します。 	社会福祉協議会
	<ul style="list-style-type: none"> 健康相談、電話相談等において、相談事業の啓発を行うとともに、利用しやすい体制について検討を進めます。 	保健センター
地域包括支援センターの充実・機能強化	<ul style="list-style-type: none"> すべての高齢者を対象として、介護予防の知識の普及・啓発を図り、介護予防の必要性について意識を高め、高齢者の自主的な介護予防活動を推進します。 要介護または要支援の状態になるおそれのある虚弱高齢者を対象とし、生活機能の維持・向上を目的として介護予防事業を実施します。 各種サービス等に関する必要な情報の提供・助言を充実します。 虐待の防止、早期発見のため関係機関との連絡調整を図るなど、高齢者の権利擁護のために必要な援助を行います。 現在は市内3か所に設置していますが、地域の実情に応じて、設置数や運営形態について検討します。 地域のネットワークづくりや介護予防事業の充実を図ります。 	高齢福祉課

(3-1-2) 福祉サービス利用者等の権利擁護

実施事項	第2期計画における取り組み	所管
日常生活自立支援事業の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある人が必要なサービスが受けられるよう推進します。 認知症高齢者など判断能力が不十分な人が地域で安心して生活を送れるよう、日常生活自立支援事業の利用促進を図ります。 	福祉政策課 高齢福祉課
	<ul style="list-style-type: none"> 岐阜県社協からの委託を受け、中濃地域を担当する基幹的社協として、日常生活自立支援事業を実施します。 生活支援員の確保を進めます。 生活支援員連絡会を強化し、資質の向上を図ります。 関係機関により構成する「ケース検討会」(仮称)を設置し、利用者への効果的な支援に向けた協議を行います。 	社会福祉協議会
成年後見制度の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> 成年後見制度の広報・啓発に努め、制度の利用を促進します。 判断能力が十分でない認知症高齢者、虐待を受けている高齢者など、支援が必要と判断される場合には、成年後見制度利用への支援を行い、高齢者の権利擁護を図ります。 	福祉事務所
	<ul style="list-style-type: none"> 成年後見制度に関する啓発に努め、法人後見について情報収集に努めます。 	社会福祉協議会
苦情受付・解決体制の推進	<ul style="list-style-type: none"> 地域の福祉サービスを利用する人の苦情相談体制の充実を図ります。 地域ケア会議の開催により、適切な支援、継続的な見守りを行い、さらなる問題の発生を防止します。 	高齢福祉課 福祉政策課
福祉オンブズパーソンの設置	<ul style="list-style-type: none"> 福祉サービス利用者の苦情や意見を第三者的に受け付け、福祉サービスをチェックし、福祉サービス事業者への通告や苦情解決を図るための福祉オンブズパーソンの設置に向けて検討を行います。 	福祉事務所

実施事項	第2期計画における取り組み	所管
虐待・暴力への対応	<ul style="list-style-type: none"> ドメスティック・バイオレンスについては、情報を把握した時点で担当課と調整し、民生委員児童委員あるいは警察当局等と連絡を取り対応します。今後とも早期発見・早期対応に努めます。 	福祉事務所
	<ul style="list-style-type: none"> 民生委員児童委員、警察、医療機関などの関係機関が参加する「高齢者虐待防止ネットワーク会議」を開催し、虐待への対応を進めます。 虐待の概念が一般に浸透しておらず通報が遅れる場合もあるため、高齢者虐待を早期に発見し、迅速に的確な対応が行われるよう虐待に関する周知を図っていきます。 	高齢福祉課

(3-1-3) ケアマネジメント体制の整備

実施事項	第2期計画における取り組み	所管
「地域ケア会議」の開催	<ul style="list-style-type: none"> 地域ケア会議の開催を通じ、障がいのある人が適切なサービス等を受けられるよう支援を行います。 	福祉事務所
	<ul style="list-style-type: none"> 各事例について、担当課主催の会議等に参加し、関係課と連携を図りつつ、関わりの方向などを検討します。 	保健センター
地域保健・医療・福祉関係機関の連絡・調整体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> 地域の状況を把握するとともに、他課との連携によりサービス調整が図れるような体制整備を進めます。 医療や健康についての相談体制の整備に向けて検討を進めます。 	保健センター
福祉サービス事業者ネットワークの構築	<ul style="list-style-type: none"> 福祉サービス事業者間の情報交換や交流会を進めます。 	福祉政策課

3-2 福祉サービスの質の確保・充実

(3-2-1) 福祉サービス評価の導入

実施事項	第2期計画における取り組み	所管
第三者評価制度の導入促進・情報公開	・福祉サービス事業者による第三者評価の受審を促進するとともに、評価に関する情報公開を進めます。	福祉事務所
「市民福祉モニター」制度の設置	・市民の福祉ニーズを迅速に福祉サービスに反映させるため、「市民福祉モニター」制度について、関係課との協議のもと、検討を進めます。	福祉政策課

(3-2-2) 福祉サービス従事者の質の向上

実施事項	第2期計画における取り組み	所管
介護支援専門員の研修の実施	・介護支援専門員の資質の向上を図るため、居宅介護支援事業者連絡会、サービス事業者連絡会等を通して研修会、講習会を実施します。	高齢福祉課
福祉専門職の研修会・研究会の開催支援	・福祉専門職の専門性の向上や地域に根ざした総合的な福祉実践を図るため、各種協議会、市社協等の研修会、研究会の開催を支援します。	福祉政策課

(3-2-3) 新規サービスの開発支援

実施事項	第2期計画における取り組み	所管
新規の非営利民間サービスへの支援	・地域の福祉ニーズに応じて、多様で柔軟な福祉サービスが展開されるよう、NPO等による新たな福祉サービスに対する支援を行います。	福祉政策課
	・NPO等関係団体と連携した事業展開と併せて、先駆的、開拓的な事業に対して助成金を交付し、事業の継続と充実を図れるよう支援します。また、ニーズに合わせた団体の組織化を図ります。	社会福祉協議会
先駆的・先進的取り組みへの助成制度の創設の検討	・関市ボランティアセンター登録団体の中で実施している先駆的・開拓的な事業に対して助成金を交付し、取り組みの継続と充実を図れるよう支援します。	社会福祉協議会

3-3 地域・福祉情報の提供の充実

(3-3-1) 市広報の充実

実施事項	第2期計画における取り組み	所管
情報提供の実施	<ul style="list-style-type: none"> 福祉や保健・医療等の生活に必要な情報について、広報紙、テレビ、ラジオ、ケーブルテレビ、ホームページ等各種媒体による情報提供を行います。 	広報課 福祉事務所
	<ul style="list-style-type: none"> 広報紙、ホームページ、掲示板等多様な媒体により情報提供を行います。 	社会福祉協議会
福祉の総合ハンドブック(仮)の作成の検討	<ul style="list-style-type: none"> だれもが市の福祉サービスや相談、支援をスムーズに受けられるよう、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉等の福祉の総合ハンドブックの作成を検討します。 	福祉政策課

(3-3-2) 情報の収集・発信体制の構築

実施事項	第2期計画における取り組み	所管
地域組織・各種団体、関係者からの情報収集体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> 民生委員児童委員については、各地区の民生委員児童委員協議会の定例会開催と、地区民生委員児童委員協議会の会長、副会長、社会福祉協議会、福祉事務所の各担当課長との合同会議を毎月開催し、情報収集を行います。今後とも地域の福祉ニーズ把握体制の整備を推進します。 	福祉政策課
「ふれあいセンター」等での情報の収集・発信	<ul style="list-style-type: none"> 地域の拠点である「ふれあいセンター」において、市民に身近な場所で情報を提供します。 地域の子育て支援などに高齢者の経験や知識が活かされる情報を提供します。 	福祉事務所
	<ul style="list-style-type: none"> 「ふれあいセンター」などの活動拠点に、情報を共有する掲示板やファイルを常備できるよう支援を行います。 	社会福祉協議会
子育て情報提供体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 気軽に参加できる雰囲気づくりと、親子が楽しく集える場所づくりを推進します。 子育てネット「いないないばあ」をより多くの市民に知っていただけるよう、広報活動を行います。 	子ども家庭課

3-4 バリアフリーのまちづくり

(3-4-1) 「バリアフリー市民会議」(仮称) の設置

実施事項	第2期計画における取り組み	所管
「バリアフリー市民会議」の設置	・高齢者、障がい者、子育て中の親などの当事者や、市民、専門家等で構成する「バリアフリー市民会議」の設置を検討します。	福祉政策課 都市計画課

(3-4-2) 公共施設・空間、住宅のバリアフリーの推進

実施事項	第2期計画における取り組み	所管
公共施設等の建設・改修時の利用者への配慮	・福祉住環境コーディネーターの情報を積極的に収集し、福祉フェスティバル等のイベント会場で、改修相談を行います。	福祉事務所
	・「高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー法) 及び「岐阜県福祉のまちづくり条例」に基づき、公共建築等の設計・改修を行います。	都市計画課
	・高齢者や障がい者、子育て中の保護者など、利用者の意見を反映する仕組みづくりを行います。	福祉政策課 都市計画課
公営住宅のバリアフリー化	・現状維持を基本としたストック活用計画事業実施プログラムに従い、住宅改善時には高齢者・障がい者等の入居者の意見を参考にバリアフリー化を行います。	都市計画課
高齢者・障がい者の住宅改修費用の助成	・要介護者等及び虚弱高齢者を対象として、在宅での自立生活を促進するとともに、家族介護者の介護負担の軽減を図るため、床段差の解消、手すりの取付けなどを対象とした高齢者いきいき住宅改善助成事業を実施します。	高齢福祉課
	・障がい者の日常生活の自立や、介護者の介護負担の軽減のため床段差の解消、手すりの取り付けなどを対象とした助成を行います。 ・困難事例は有識者や福祉住環境コーディネーターからの意見聴取のもとで、在宅の重度障がい者等の自立生活の維持向上や介護負担の軽減を図ります。	福祉政策課

(3-4-3) 交通・移動のバリアフリーの推進

実施事項	第2期計画における取り組み	所管
ノンステップバスの導入促進	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じてコミュニティバスにノンステップバスの導入を行います。 ・ノンステップ型車両の導入を、民間交通事業者に要請し、高齢者、障がい者等が移動しやすい環境を整備します。 	まちづくり推進課
巡回バス運転手の介助方法の研修の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、障がい者等の車いす利用者が巡回バスを安心して利用できるように、運転手に参加していただき、介助方法の研修を行います。 	まちづくり推進課
公共交通機関のバリアフリー化の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア団体等による公共交通機関のバリアフリーに関する点検を行い、駅構内、バス等の公共交通機関のバリアフリー化を推進します。 	福祉事務所 都市計画課
高齢者・障がい者等の移動手段の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉リフトバスの移送の充実に努めます。 ・障がいのある人へのガイドヘルパーに対する支給及び障がいのある人の運転免許取得、車両改造の助成を行います。 	福祉政策課 高齢福祉課
	<ul style="list-style-type: none"> ・特定非営利活動法人等による移送サービス事業等を促進します。 	高齢福祉課
	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティバスの路線、ダイヤの充実に向け、事業評価（調査・検証）に基づき実態把握と運行改善に努めます。 	まちづくり推進課

(3-4-4) 情報提供・入手のバリアフリーの推進

実施事項	第2期計画における取り組み	所管
高齢者・障がい者等に配慮した情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者・障がい者に配慮した拡大文字による情報提供を推進します。 	福祉政策課 高齢福祉課
	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙等は読みやすいよう文字をできるだけ大きくするとともに、音訳、点訳により情報提供をします。 	社会福祉協議会
高齢者・障がい者のパソコン講座の開催等	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者がインターネットを利用してさまざまな情報入手できるよう、視覚障がい者パソコン教室を継続して開催します。 	福祉事務所
	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、障がい者のパソコン講座開催についての情報を提供します。 	社会福祉協議会
障がい者等のパソコン購入時の助成	<ul style="list-style-type: none"> ・県制度に基づき、パソコン購入助成を行います。 	福祉事務所
点字、手話通訳等コミュニケーション手段の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・各種集会、会合等の際に手話通訳者や要約筆記者を派遣し、聴覚障がいや視覚障がい者のコミュニケーションを支援します。 	福祉事務所
案内表示・標記の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・道路標識、公共施設等について、高齢者等に配慮した表示板の設置を推進します。 	全課
	<ul style="list-style-type: none"> ・パンフレットや申請書等について、文字や音声、点字、外国語表記等の整備を進め、高齢者、障がい者、外国人に配慮した標記に努めます。 	全課

4 団体活動の活性化

4-1 地域組織・各種団体の活動支援と連携の促進

(4-1-1) 地域組織・各種団体間の活動促進

実施事項	第2期計画における取り組み	所管
リーダー研修の開催	・社協支部長研修、福祉委員研修、ふれあいサロン研修会等の開催を通じ、各団体・組織のリーダー育成に対して支援を行います。	福祉政策課 社会福祉協議会
人材育成の支援	・社協支部役員研修や福祉委員新任研修等、各支部で開催する研修に積極的に参画し、各団体・組織の人材育成に対して支援を行います。	福祉政策課 社会福祉協議会

(4-1-2) 地域組織・各種団体間の連携促進

実施事項	第2期計画における取り組み	所管
地域組織・各種団体の話合いの機会・場の設置	・自治連、民生委員児童委員協議会合同研修会への福祉委員の参加促進、民生委員児童委員協議会、社協支部長交流研修会の開催等を通じ、引き続き地域の団体や組織が参加する場の提供、支援を行います。	福祉政策課 社会福祉協議会
仲介・交流・時間的な調整を行うコーディネート機能の構築	・平成20年度から実施している「関市生涯学習連絡会」を通じ、生涯学習団体が相互に学び合い、高め合うための連携を促進し、市民による生涯学習まちづくり社会の実現をめざします。	生涯学習課
	・地域組織・各種団体の情報・連絡先等が共有できるよう、「ふれあいセンター」などの活動拠点に、情報を共有する掲示板やファイルを常備できるよう支援を行います。	福祉政策課 社会福祉協議会

4-2 自治会組織の基盤強化

(4-2-1) 自治会加入の促進

実施事項	第2期計画における取り組み	所管
住民意識調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> 平成20年度に実施したアンケート調査結果をもとに、市民の状況及び意向を把握します。 自治会活動や地域福祉に関する住民意識調査を定期的実施し、地域活動等の意識や実態把握に努めます。 	福祉政策課
重点事項 広報・啓発	<ul style="list-style-type: none"> 自治会加入についてのPRを行い、加入率の向上をめざします。また、自治会加入についてのパンフレット（地図付き）の作成に向けて検討を進めます。 	広報課
	<ul style="list-style-type: none"> 自治会の未加入者や新規転入者に対し、自治会加入についてのPRを行い、加入率の向上をめざします。 	市民課

(4-2-2) 自治会内の参加・交流・親睦活動の推進

実施事項	第2期計画における取り組み	所管
相談・支援	<ul style="list-style-type: none"> 世帯数や環境の異なる自治会に応じて、自主的な活動が活性化するように、自治会の規約、組織、活動計画についての相談等を行い、自治会の活動を支援します。 	広報課
声かけ運動の推進	<ul style="list-style-type: none"> 自治会の班長等が行事、広報配布時に、ひとり暮らし高齢者、障がい者、子育て世帯等に声をかけるなどの自治会単位のきめ細かい声かけ運動を推進します。 	広報課
	<ul style="list-style-type: none"> 各地区内において実施している民生委員児童委員によるひとり暮らし高齢者等への見守り活動を支援します。 	福祉事務所
交流・親睦の促進	<ul style="list-style-type: none"> 自治会コミュニティ活動奨励金を交付し、各自治会における自主的な問題・課題の解決や情報交換、親睦を深める取り組みを促進し、地域内のコミュニティの連携を強化します。 	広報課

4-3 ボランティア・市民活動のネットワーク化

(4-3-1) 「ボランティア連絡会」の強化

実施事項	第2期計画における取り組み	所管
ボランティア連絡会の加入促進	<ul style="list-style-type: none"> ・団体間のネットワークづくりと啓発に努め、「ボランティアのつどい」などを通じ、引き続き活動支援を行います。 ・幅広く団体やグループとの協働体制を構築するため、「ボランティア連絡会」の加入促進のためのPR、広報活動の充実と併せて事業の見直しを進めます。 	社会福祉協議会
ボランティアグループ間の情報の共有化	<ul style="list-style-type: none"> ・「ボランティアのつどい」などを引き続き開催し、グループ間の情報交換や交流を活性化し、情報の共有化や協働体制の構築を図ります。 	社会福祉協議会

(4-3-2) 福祉のまちづくりをめざしたボランティアと市民活動団体間の連携

実施事項	第2期計画における取り組み	所管
「ボランティア・市民活動フォーラム」の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・ふるさと福祉村を含めた各種団体と連携してフォーラムを開催し、情報発信、交換のツールとしての「まちづくりネット」を開設していきます。 ・ボランティア団体と連携し、フォーラムに参加、協力します。 	福祉事務所 社会福祉協議会
まちづくり組織間の情報ネットワーク「まちづくりネット」の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・各種のボランティア、市民団体等の活動内容を把握し、連携、情報交換ができる分野を検討し、「まちづくりネット」の構築をめざします。 	福祉政策課
	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア団体と連携し、ネットワーク構築に向けて、参加、協力します。 	社会福祉協議会
「ふるさと福祉村」の活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ・岐阜県、社会福祉協議会等との連携のもと、地域での助け合いや、健康づくりなどに取り組む「ふるさと福祉村」など住民活動団体の活動を支援します。 	福祉政策課
	<ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型のまちづくりを進めるために、市民やボランティア・市民活動団体等と病院、市社協、福祉施設等の専門機関との連携を図り、「ふるさと福祉村」の活動を支援します。 	社会福祉協議会